

海外療養費

海外療養費制度は、やむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる制度です。

1. 支給対象

- ① 海外旅行や出張中に急病や不慮のケガなどでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた時
→ 渡航の確認(3. 申請手続き 6.※1)をするため、帰国してからの申請ください
- ② 赴任中に病気やケガなどでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた時
→ 赴任の確認(3. 申請手続き 6.※2)をするため、年度毎に 1度提出ください

2. 支給とならないもの

- ① 療養を目的として海外へ行き診療を受けた場合、海外で治療を受ける予定だった場合(分娩に伴う医療費など)、日本では適用されない臓器移植や不妊治療、妊婦健診、性転換手術など
- ② 被扶養者で滞在期間が3ヶ月以上ある場合、生計維持関係(仕送り等)が確認できないとき

3. 申請手続き

「海外療養費支給申請書」

* 下記の書類を添付ください。 * 各添付書類の邦訳には、翻訳者が署名・押印ください。

1	<u>診療内容明細書</u>	(様式A)	+ 邦訳	※ 医科
2	<u>領収明細書</u>	(様式B)	+ 邦訳	※ 医科・歯科
3	<u>歯科診療内容明細書</u>	(様式C)	+ 邦訳	※ 歯科
4	<u>同意書</u>	(様式D)		※ 医科・歯科
5	<u>現地で支払った領収書</u>			※ 医科・歯科
6	<u>受診者の海外渡航期間がわかる書類</u>			※ 医科・歯科

※1 パスポートの場合、①氏名・顔写真と②出入国のスタンプのページの写
※2 海外赴任であることが判る辞令の写

4. 支給金額

日本国内の医療機関で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額(実際に海外で支払った額の方が低いときはその額)から自己負担相当額(患者負担分)を差し引いた額を支給します。

海外で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率(売レート)を用いて円に換算して支給金額を算出します。

日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。(特に歯科治療で、親知らずの抜歯ひとつでも、日本では5千円のところ、海外では15万円かかることがあります。)